

第2章 計画の基本方向

第1節 スポーツをめぐる国の動向

第1項 スポーツ基本法の制定

1961（昭和36）年に制定された「スポーツ振興法」が50年ぶりに全部改正され、「スポーツ基本法」が2011（平成23）年6月に制定されました。

スポーツ基本法では、「スポーツを通じて幸福で豊かな生活を営むことは全ての人々の権利」であるとの考えに立ち、新しい時代におけるスポーツの基本理念を掲げ、国や地方公共団体、スポーツ団体の責務や努力を規定し、互いの連携と協働によって、その実現を図ることとしています。

また、同法において国は、スポーツに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、「スポーツ基本計画」を定めることとし、地方公共団体は、国の「スポーツ基本計画」を参酌して、その地方の実情に即した「地方スポーツ推進計画」を定めるよう努めるものと規定されています。

〔スポーツ基本法の基本理念〕

1. 自主的・自律的スポーツ活動の推進
2. 学校、スポーツ団体、家庭、地域の相互連携
3. 人々の交流促進および地域間交流の基盤整備
4. スポーツを行う者の心身の健康の保持増進および安全の確保
5. 障害者が自主的かつ積極的にスポーツ活動を行うことができるよう配慮をしつつ推進
6. 競技水準の向上に資する諸施策相互の有機的な連携および効果的な実施
7. スポーツを通じた国際相互理解の推進および国際平和への寄与
8. スポーツに対する国民の幅広い理解および支援

第2項 スポーツ基本計画の策定

国では、スポーツ基本法の理念を具体化し、今後の国のスポーツ施策の具体的な方向性を示すものとして、2012（平成24）年3月に、2012（平成24）年度から10年間の基本方針と、総合的かつ計画的に取り組むべき5年間の施策を示した「スポーツ基本計画（第1期計画）」を策定しました。

また、2017（平成29）年3月に、後期5年間の施策を示した「第2期スポーツ基本計画」を策定しました。

第2節 計画の基本理念および基本目標

国の第2期スポーツ基本計画では、スポーツの「楽しさ」、「喜び」こそがスポーツの価値の中核であり、全ての人々が自発的にスポーツに取り組み自己実現を図り、スポーツの力で輝くことにより、前向きで活力ある社会と絆の強い世界を創ることを中長期的なスポーツ政策の基本方針として掲げています。

スポーツは、市民だれもがそれぞれの体力や年齢、性別、技術、目的などに応じて取り組むことができるものであり、また、スポーツへの関わり方は、スポーツを「する」だけでなく、「観る」ことや「支える(育てる)」ことなど様々な方法があります。

自分にできる範囲で様々な方法によりスポーツに関わっていくことで、健康づくりや体力の保持増進だけではなく、夢や希望、明日へ向けての元気や活力が生まれ、人とのふれあいを通してたくさんの絆が育まれていくものと考えられます。

本市では、市民だれもが、いつでも、どこでも、いつまでもスポーツに親しむことができ、元気や活力に満ち、人とのつながりを育む生涯スポーツ社会の実現をめざして、以下の基本理念を掲げます。

－ 基本理念 －

スポーツでつながろう！
活力あふれる元気なまち函館

また、基本理念のもと、「健やかな心身を育むスポーツの振興」を基本目標として本計画を推進します。

基本目標：健やかな心身を育むスポーツの振興

第3節 計画の基本方向

本計画に掲げた基本目標の実現を図るため、次の3つを計画の基本方向とし、各種取り組みを展開していきます。

1. 子どものスポーツ機会の充実
2. ライフステージに応じたスポーツ活動の推進と環境の充実
3. 競技スポーツの促進